

## 環境省交渉の報告【2016年11月7日】

昨年11月7日に環境省と放射能健診に関わる交渉と署名5077筆を提出しました。(ずいぶん遅れての報告で申し訳ありません。) 今回も福島みずほ議員の事務所にご尽力いただきました。

今回の交渉のテーマ・要求は、

- ① 原発事故後に乳児死亡率と周産期死亡率が増加した事実への見解を示すこと。
- ② 福島県民健康調査検討委員会・甲状腺部会の清水一雄部会長が辞意を表明し、「放射線の影響ではないかという懸念も考慮に入れながら検証」すべき旨を述べたことも踏まえ、甲状腺がんの多発が「原発事故由来のものであることを積極的に示唆する根拠は現時点では認められない」とする環境省専門家会議「中間とりまとめ」の結論を見直すこと。
- ③ 被爆者援護法にならい、希望するすべての人への健康診断を実施すること、でした。

**【交渉の要約】** 環境省は、放射線健康管理担当参事官室から参事官補佐と専門官が出席。

### ①死産・周産期死亡率の上昇を事実として認めるか？

(署名実行委員会) 世界的な疫学専門誌に掲載された論文で、統計的に周産期死亡率や死産率の上昇が確認された。これについて見解を求める。

(環境省) 個々の論文を評価する立場にはない。その論文も含めて調べている。WHO、UNSCLEAR と福島県の検討委員会は『影響なし』とする。

(署) 福島県の検討委員会の「妊産婦調査」には欠陥がある。

死亡率の急上昇は一斉に2013年12月と翌年1月の間に起こったが、検討委員会の報告は1年単位で結果を比べるので、ひと月毎の変動を読み取れない。しかも平成23年以降だけを見て正しい評価が出せるはずがない。

### 【河野康弘さん(100万人署名呼びかけ人)からのお便り】



2016年11月25日 ジャズピアノを沖縄・高江で奏でる  
京都の河野さん(琉球新報)

自然派ジャズピアニストの河野康弘さん(63)＝京都府＝が17日、名護市辺野古と東村高江区でジャズコンサートを開いた。高江区では約60人が集まり、夕日や星を見ながら森に広がる音楽に耳を傾けた。

河野さんは「沖縄の現状を少しでも知ってもらいたい。関心のない人にも興味を持ってもらうきっかけになればいい」と強調した。

その上で「沖縄の問題は日本全国の問題だ。何もかも沖縄に押しつけておいていいのか。沖縄に基地が本当にいるのかもっとみんなで考えないといけない」とした。

- (環) データについて環境省は言う  
立場にない。1つ1つの論文に対して見解は出していない。
- (署) 死産率が増えた。生まれるべき子どもが死んでいる。環境省はどのように見ているのか？  
見解を聞かせてほしい。人道問題だ。
- (環) 個人として小児科医として週一回、福島へ行っている。超音波検査を見ている。感想は難しい。この論文への批判を書いている論文もある。モデルの推計、数字に関しては述べられない。
- (署) 死亡率が上昇していることはあきらか。認めないのか？
- (環) 1つ1つの論文に対し見解は出していない。議論は大切である。WHO, UNSCEAR がたくさん論文を検証しているのは参考にしている。環境省の委託研究として福島と近隣県でのがん、循環器疾患、先天性の異常などの動向の把握は行っている。平成29年度には結果が出る。
- (署) まだ2年も結論が出ないのか?! 福島の街頭で署名などしていたら「子どもが心配」と多くの方が署名をしてくれる。結果が出るまで2年間も何もしないのは後手すぎる。
- (環) ゆっくり進めているのではない。迅速に確実にしている。数年ではわからない。誤った考えだと風評被害につながる。
- (署) 今でも健康被害が出ているのに、そんなに待っている間は何もしないのか。福島県からもらったデータを分析しないのか？ 周産期、死産は調査内容に入っているのか？
- (環) 入っている。
- (署) 周産期以外の死産は調査するか？
- (環) 調査対象に入れていない。
- (署) 事実として人が死んでいる。調査ばかりでなく具体的な動きを作ってほしい。あと2年も調査だけで何もしないのは人道的に問題。
- (環) われわれも進捗状況を見ている。短期間で判断は難しい。29年度のあとに報告が出る。
- (署) 納得できない。

## ②甲状腺がん多発に関わる環境省の『中間とりまとめ』の見解の見直しについて。

- (環) 専門家会議の『中間とりまとめ』は、1巡目検査が終わって『多発』とは言っていない。2巡目は進行中で、その結果を待っている。
- (署) 世論は、やっぱり被害が出ていたと思っている。福島県の部会長も、辞任して言いたいことを言う、と新聞に載っている。
- (環) 福島県に確認したら、清水氏は検討委員の辞表は出していない。  
放射能の影響も考慮してやっている。福島県には技術、経済的に支援をしている。環境省と福島県は別。先行検査と2巡目は違う。あくまでも2巡目をしっかり考慮すべきと認識。チェルノブイリよりも被ばくは低い。スクリーニング効果もある。
- (署) 環境省は2巡目が終わって来年どうするのか？ 考えているのか？
- (環) まだ考えていない
- (署) 一巡目の際には『中間とりまとめ』は先行検査と同時に行った。もっと事態を深刻に考えて、もっと早く動けないのか。
- (環) 先行検査の見直しはしない。2巡目の結果が出てから評価する。

- (署) それなら2巡目の結果を基に環境省専門家会議を再開して、『中間とりまとめ』の見直しをする予定はあるのか？そのための予算はつくのか？
- (環) 今の段階では決まっていない。
- (署) 再検討のやり方が決まっていないのか？それとも2巡目の結果の検討会の予定がないのか？
- (環) 今のところ検討会を開催する予定はない。
- (署) 行政が『原発事故の影響とは考えにくい』と言うから、甲状腺がんの対策が進まない。評価見直しをするべきだ。2巡目検査でがん患者が増えているのは、明らかにおかしいのだから。しかも福島県では甲状腺検査を縮小しようとする動きがある。
- (署) がん患者が174人も出ている。早く何とかしろ！と声が上がっている。
- (環) 早急に進めてほしいというのはわかる。しかし科学的根拠をもってやっていかないと。

### ③被爆者援護法のような健康診断制度の実施について。

- (署) 原爆被爆者への健康診断（年2回）と医療補償の費用は年にどれくらいか知っているか？
- (環) わからない。近隣県の専門家会議で『健康診断は不要』との結論が出ている。対策として、疾病動向調査を委託研究中。
- (署) 近隣県の専門家会議は全てが、甲状腺がんが表面化する前の2011年度に終わり、検討内容も実にお粗末。千葉県は検討会を行なわなかった。群馬県は1回だけ1時間集まってすぐに結論を出したが、甲状腺がんの検査結果も出していない段階でまともな検討ができるはずがない。
- (環) 確かにこの1, 2年の検討結果ではない。
- (署) 原爆被爆者援護法では17万人に年2回無料診断。年間30億円、オスプレイ1機やめたら7年分ですよ。リスクコミュニケーションも心だけでなく、体のケアをしてください。
- (署) 茨城県下では甲状腺検査やホールボディカウンター検査を行う市町村が増えている。自治体はやっている。その補助を出さないのか？周産期死亡が増えて影響は出てきている。がん以外にも考える立場に立たないか？
- (署) 3年もかかっただけの結論は遅すぎる。千葉、茨城など改めて調査したらどうだ？予算をつけてできるのでは？ ～【ここで時間切れ、交渉終了】

**【まとめ】** 私たちは、福島県検討委員会の乳児死亡や周産期死亡率の評価方法の間違いを説明し、また近隣県での健康診断を拒否する環境省の言い分が崩れていることを指摘しました。

一方、環境省は乳児死亡の増加の事実を否定できず、具体的な事実確認から逃げ回りました。甲状腺がん多発事態について“福島県の2巡目検査後にも環境省専門家会議「中間とりまとめ」の見直しをする予定はない、”と開き直り、彼らの委託調査結果が出る2018年3月まで何の対策もしないと強調しました。これでは早くても対策の予算化～実行は2019年4月以降になります。

今回は厚労省が出席しませんでした。厚労省に責任を求める交渉が必要です。次回は厚労働省の出席を求めて交渉に臨みます。

**★ 次回の請願交渉は、今年3月27日(月)を予定しています。詳細が決まり次第、ご案内します。**

# 放射能健診署名の改訂と全国実行委員会の開催について

原発事故の発生からすでに6年が経ち、放射能健診署名を取り組み始めた時点から状況も少なからず変わりました。今、署名の趣旨が現時点の情勢に対応できるよう、以下の改訂を提案します。

3月27日に、みなさんの討議を経て署名改訂を確定したく、放射能健診100万人署名運動全国実行委員会を準備中です。また、以下の改訂案に対するご意見を寄せてください。

## 【改訂の考え方と、放射能健診100万人署名・改訂案】

- ① 「希望する全ての人への放射能健康診断」の要求は緊要であり、署名の名称と請願事項は変えません。
- ② 「請願趣旨」において、福島県や近隣県で甲状腺がんや乳児死亡の増加をはじめ放射能の健康被害の事実が明らかになってきた局面であり、この点を請願趣旨の中に明記するとともに、国と東京電力が事実を認めるべきことを強調します。これに伴い見出しに文言を加筆します。
- ③ チェルノブイリ事故後の対策や原爆被爆者援護法の健康診断と医療補償制度が既に実施されており、放射能健診は現実的で実施可能な制度であることを明記します。

**どこでも誰にでも、放射能健診の実施を要求します。**

**そして国と東京電力は放射能の健康被害を認め、医療補償を実施してください。**

### 【要求事項】

1. 子どもでも成人でも、福島原発事故の放射能汚染による健康被害に不安を持ち、健康診断を希望する者全員に、国と東京電力の責任で無償で放射能健康診断を行うこと。
2. 子どもでも成人でも、原発事故の放射能汚染の被災地域の住民と、被災地からの避難・移住者に対する医療を、国と東京電力の責任で、無償でおこなうこと。
3. 原発事故の放射能汚染の被災地域の住民と、被災地からの避難・移住者に対して実施した健康診断の結果を本人に開示するとともに、国民に公表すること。

### 【要求の趣旨】

福島原発事故は収束せず、大量の放射能を放出し続けています。放射能による健康被害は、子どもの甲状腺がんの多発が明らかとなり、また福島県や関東地方での妊娠・出産に関する障害も確認されました。放射能に被ばくした住民は関節痛、皮膚炎、飛蚊症(目の病気)、鼻血が頻発する、白血病、心臓疾患で亡くなる人が増えたなど、多くの健康被害を訴えています。食べ物による内部被ばくは日本に住む全ての人々に被害を及ぼす問題です。福島原発事故の放射能汚染、健康被害は国と東京電力が起こした史上最大の公害です。

国は年間20ミリシーベルトの高線量地域に人々を帰還させています。法令が定める住民の被ばく限度は内部・外部被ばくを含めて年間1ミリシーベルト。白血病労災認定基準は、年間5ミリシーベルト以上の被ばくで1年を超えて発症したものとされています。住民を被ばくさせる帰還政策はすぐにやめるべきです。

国は福島原発事故の原因究明もせず原発を稼働させ、輸出しようとしています。住民を被ばくさせても、電力会社、原子力産業の利益を優先させる日本政府の方針を認めることはできません。

チェルノブイリ事故は30年経つ今でも健康被害をもたらし、第2世代の住民も影響にさらされています。ウクライナ、ベラルーシ政府は今も国家の財政を投入し、汚染地域からの移住、健康診断や保養の施策を続けています。日本政府と東京電力は、チェルノブイリの事実と実践に学ぶべきです。

日本にも原爆被爆者援護法の下、被爆者は被ばく量1ミリシーベルト以下でも国費で年2回、健康診断を受けられる制度があります。希望する全ての人への、血液、尿、心電図、甲状腺エコー検査を含む放射能健康診断は可能です。国と東京電力が原発事故の放射能による健康被害を認め、希望するすべての人への放射能健診を行うことを求めます。